

平成三十年四月九日付け広島県報（定期）第二十八号に記載の広島県告示第三百七十六号（指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知）の一部を次のように訂正する。

農林水産局森林保全課長

—	ページ
— から — 五 ま で	九 行
<p>1 立木の伐採の方法 (一) 主伐に係る伐採種は、変更しない。 (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p>	二十三 日 誤
<p>1 立木の伐採の方法 変更しない。</p>	二十 日 正